

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	割賦販売法施行規則
規制の名称	前払式取引の健全な発展を通じた消費者利益の向上に係る規制
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ 商取引監督課
評価実施時期	令和6年3月
事前評価時の想定との比較	①課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化による影響は生じておらず、想定外の影響も発現していない。 ②事前評価時におけるベースラインの検証 規制の事前評価時からベースラインの変更はない。 ③必要性の検証 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、想定していなかった影響も発現していないことから、引き続き必要であると考えられる。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用の要素 (遵守費用) ④「遵守費用」の把握 遵守費用として、前払式特定取引業者(359社)に、解約への迅速な対応、苦情・相談の適切な処理等を行うための必要な措置、契約約款の交付ルール等の整備を行う費用(社内規程の修正、従業員への研修等に係る費用)が発生していると思われるが、その費用は事業者ごとに異なるため、定量的な把握は困難である。 (行政費用) ⑤「行政費用」の把握 行政費用として、省令改正に伴う周知(説明会の開催、HP掲載等)の費用が発生したが、既存の法執行に係る業務内にとどまるため、追加的な行政費用は発生しない。 影響の要素 ⑥効果(定量化)の把握 改正省令施行(平成30年(2018年)6月)後、冠婚葬祭互助会に関する苦情・相談件数は減少した。 平成27年(2015年)3,770件あった苦情・相談件数が、平成30年(2018年)の改正省令施行後、グラフのとおり減少。 ⑦便益(金銭価値化)の把握 ⑥のとおり、冠婚葬祭互助会に関する苦情・相談件数は減少しているが、これを便益(金銭価値化)として把握することは困難である。 ⑧「副次的な影響及び波及的な影響」の把握 当該措置による副次的な影響及び波及的な影響は把握していない。
考察	⑨把握した費用、効果(便益)及び間接的な影響に基づく妥当性の検証 ④に示したとおり費用負担が発生しているものの、⑥に示した効果は、前払式取引における健全な取引環境を整備し、消費者利益の保護を図るという割賦販売法の法目的に合致しており、今後も継続的に、同様の効果を与えられことから、当該措置を継続することが妥当である。
備考	⑥のグラフは本文参照